



## 「不法行為でない」一転「捜査の通りだろう」 横浜市教委、不備認める

現職教諭が傷害容疑で書類送検されたことを受け、横浜市教育委員会は2日午前、「市教委の調査では教諭に傷害や業務上過失傷害などは確認できなかった。警察は違った判断をしたがいまも教諭に不法行為などはなかったと認識している。司法の判断を見守っていきたい」と渡辺憲司小中学校教育課児童・生徒指導担当課長がコメントした。

しかし、その4時間半後には、近藤昭一児童・生徒指導担当部長が記者会見を開き、「捜査権限を持った警官が十分に調べた結果なのだから、その通りなのだろう」と延べ、司法判断が出るまで男性教諭を担任から外し、柔道部顧問として生徒指導をさせない方針を明らかにした。ただ、教諭の処分については司法判断を待って対応するという。

市教委は問題発覚後、伯井美德教育長（当時）が、教諭の行為を「適正な指導計画に基づく指導」と判断し、同じ学校の柔道部の顧問を続けさせていた。

教諭は市教委の調査の対しては「生徒に柔道の技術的指導をしていただけで、しつけや懲罰的な意図はまったくなかった」と答えていたという。県警の捜査内容と市教委の調査結果が違ったことについて、近藤部長は「市教委だけでは結論を導き出せなかった調査の短さを思い知る」と対応に不備があったことを認めた。

今回の書類送検に、男子生徒の父親（69）は「生きるか死ぬかの事故だったにもかかわらず、学校や教育委員会は原因を教えてくださいなかつた。正直に真実を言ってほしい」と朝日新聞の取材に語った。

横浜市教委が04年度以降、体罰を理由に懲戒処分をした事例は13件あり、最も重い処分は6カ月の停職処分だった。停職2～3ヶ月が計4件、減給1～6ヶ月が計5件で、戒告が3件あった。

### ○横浜市立奈良中の傷害事件の経緯

- 04年 12月 柔道部の練習中、3年（15）の男子生徒が男性教諭（26）から技をかけられた後倒れ大学病院の共鳴センターに搬送。急性硬膜下出欠腫と脳挫傷などと診断。年齢はいずれも当時
- 06年 2月 横浜市議会の委員会で民主党員が取り上げる。伯井美德教育長（当時）は「適正な指導がおこなわれたと認識している。治療した主治医は絞め技と傷病発生の因果関係はないとの見解。生徒の問題行動への懲らしめとしてのしごきのような過度の練習がおこなわれた事実の把握はない」と教諭の責任を否認
  - 3月 市議会議事録で伯井美德教育長の発言を読んだ主治医が「『けがは投げ技による可能性が高いが、判断はできない』と市教委には説明したのに都合の良い部分しか取り上げていない」と朝日新聞の取材に
- 07年 2月 男子生徒と両親が「高次脳機能障害が残った」と、教諭を傷害容疑で告訴
  - 7月 県警は体罰と判断し、教諭を傷害容疑で横浜地検に書類送検。教諭は「生徒の態度が悪く矯正しようと思ったが、指導のつもりだった」と容疑を否認

（本文は新聞の内容を忠実に転記しています）